

# 平成21年度 離島・通勤ター航空路線の維持・活性化に係る実証実験事業 募集要領

平成21年7月8日  
国土交通省航空局

## 1. 趣旨

四面環海の我が国において、航空輸送は、国民の重要な生活基盤として、また、経済発展のための産業基盤として必要不可欠な公共交通機関となっています。中でも、離島・通勤ター航空路線は、地理的・気象的に交通手段の制約が多い地域において、地域の人々の生活や経済活動にとって不可欠なインフラであるとともに、地域間交流を通じた地域振興、活力ある地域づくりとも密接に関係しています。

しかし、近年、景気低迷や地方における人口・経済力の低下等による航空需要の減退により、地方航空路線を中心に収支の悪化が加速し、不採算路線の減便・廃止が相次いでいます。特に、離島・通勤ター航空路線は、離島における趨勢的な人口減少という需要面における課題と、一般に路線距離が短いため運航効率が低く、座席数も少ないためコスト面で割高にならざるを得ないという供給面における課題双方に直面しており、当該路線を取り巻く状況は非常に厳しくなっています。

地域ごとの多様な特性を活かしつつ、生活圏に密着した離島・通勤ター航空路線を維持・活性化させていくためには、航空事業者によるコスト削減、経営合理化に向けた自助努力はもとより、航空事業者、地方公共団体等の関係者が知恵を出し合い、需要喚起のための取組等を一体となって推進していくことや、航空事業者間の連携等、新たな試みが重要であると考えられます。

このため、国土交通省では、離島・通勤ター航空路線を運航する航空事業者や地域からの提案に基づき、離島・通勤ター航空路線の維持・活性化に資する取組について実証実験事業を実施いたします。本事業では、離島・通勤ター航空路線の維持・活性化に資する取組について、先進的、モデル的な取組に関する提案を募集し、応募された提案の中から複数の離島・通勤ター航空路線を選定して、調査費（国費）を活用して実証実験を実施していただきます。そして、実証実験結果を分析し、離島・通勤ター航空路線の維持・活性化や地域活性化への効果を検証するとともに、問題点・課題等を抽出し、離島・通勤ター航空路線の維持・活性化のためのあるべき方向性を整理し、他の航空路線の事業の運営にも役立てていくことを目的とします。

## **2. 実証実験事業内容**

本実証実験事業においては、離島・コミューター航空路線の維持・活性化に資する先進的、モデル的な取組に関する提案を募集します。具体的な取組例として、以下のような取組を想定しています。

- (1) 燃費向上に資する機材の更新や効率的な飛行方式の実証運航
- (2) 離島特産品の航空輸送による地域活性化
- (3) 地元観光資源と一体となった空港利用促進
- (4) 航空会社間の連携、機材・部品の共同調達・使用、共同運航

これらに限らず、離島・コミューター航空路線の維持・活性化に資する先進的、モデル的な取組について、広く提案を募集することとします。

## **3. 募集提案に関する方針**

### (1) 応募主体

応募主体は、以下の主体とします。

航空事業者及び地方公共団体等から構成される協議会等

※航空事業者及び地方公共団体等単独での応募はできません。ただし、航空事業者及び地方公共団体等が、上記協議会等の事務局となっている場合には、当該協議会等の代表者として応募することが可能です。

### (2) 対象路線

現在就航している離島航空路線又はコミューター航空路線を対象とします。ただし、本実証実験事業におけるコミューター航空路線とは、以下の条件すべてを満たす航空路線とします。

#### 【コミューター航空路線】

- ①同一ブロック圏内の路線であること。
- ②座席数が100人以下で、1,500m以内の滑走路に離発着可能な航空機による運航路線であること。
- ③1社のみによる運航路線（非競合路線）であること。

### (3) 対象経費

イ. 本実証実験事業の1件当たりの委託金額（調査費）の上限は、1億円です。ただし、国の予算の範囲内で、提案いただいた内容のうち特に先進性の高い取組や地域への効果の大きい取組等を優先的に実施するため、委託金額が応募した金額から変動する場合があります。

ロ. 本実証実験事業において、委託費で措置できる経費は主に以下を想定していま

す。

①事前調査に要する経費

例：実証実験を実施するに当たり必要となるデータの収集、専門家の意見聴取等に要する経費等

②実証実験実施計画策定等に要する経費

例：実施計画の策定、関係者間の調整のための会議等に要する経費等

③実証実験実施に要する経費

例：実証運航、広告宣伝活動、利用者アンケートの実施、専門家の意見聴取等に要する経費等

④実証実験の総括に要する経費

例：実証実験による利用者数の変化や地域経済への波及効果等に関する統計解析、専門家の意見聴取、調査報告書の印刷等に要する経費等

ハ、以下のような経費は委託費による措置の対象とはなりません。

①応募主体により従来から行われている取組の単純な振替に当たる経費

※なお、従来取組に新たな視点や工夫を加え、更に発展させた取組について排除するものではありません。

②国、地方公共団体により別途、補助金、委託費等が支給されている経費

③地方公共団体職員の人件費、旅費、地方公共団体職員が使用する消耗品費

④先進事例視察費

(4) 事業期間

本事業として実施する実証実験は、平成21年度中に実施可能な取組であることが必要です。

(5) 実施体制

本事業は、原則として応募者が自ら行うこととします。

当該事業の一部（事業の主たる部分である場合を除く。）を応募者以外の者に委託（以下「再委託」といいます。）することも可能ですが、この場合はあらかじめ国土交通省航空局の承認を得る必要があります。なお、事業の主たる部分を再委託することはできません。

(6) 事業の成果

委託調査の実施期間の終了日までに、実証実験事業報告書を提出していただきます。

#### 4. 選定に関する方針

本事業に応募された提案の選定に当たっては、以下の方針に従い行うものとします。

##### (1) 選定プロセス

応募から提案の採択、実証実験の実施までのプロセスは以下のとおりです。

###### ①提案の公募

国土交通省航空局は、本募集要領により、公募を行います。

###### ②提案の応募

応募者は、期日までに指定された提出先へ提案を応募します。(提出書類等については5. ～7. 参照)

###### ③提案の選定

国土交通省航空局は、(2)に定める評価方針に則り提案を評価し、優れていると認められるものを選定し、採択します。その際、提案内容のうち一部のみを採択することがあります。また、評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料の請求の際に指定した期日までに資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合には評価の対象とならない場合があります。

###### ④契約の締結

国土交通省航空局は、採択した提案について応募者宛てに通知するとともに、本実証実験事業の委託契約を締結します。

なお、契約手続に際し、事業実施内容の精査等のため応募主体と個別に協議させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

本事業の実施に係る経費は、実証実験事業実施後に提出された報告書及び経費の精算に係る書類を検査した後、認められた経費については、原則、精算払いとさせていただきます。

※応募主体の財政状況等に応じ概算払いも可能ですが、その場合、概算払いの必要性を明確にした上、財務省との協議が必要となります。(承認まで約2ヵ月間)

##### (2) 評価方針

本事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行います。

###### イ. 外形審査

提出書類について、募集の要件等を満たしているか外形的な確認を行います。

###### ロ. 内容審査

応募内容について、特に以下の事項に留意し、評価を行います。

①課題設定の的確性

人口減少、経済力の低下等地域を取り巻く現状を踏まえ、離島・通勤航空路線の維持・活性化に向けた的確な課題設定がなされていること。

②取組の具体性

取組内容が詳細かつ具体的に提案されていること。

③取組の確実性、実現可能性

実証実験の実施に至るまでのプロセスが計画的であるとともに、実証実験内容が実現可能性を有していること。

④実効性

地域の実情・ニーズに即した提案内容となっており、実効性が高いと考えられること。

⑤取組の先進性、モデル性

地域特性を十分に踏まえ、地域の意欲や創意工夫を反映した先進性、モデル性を有する取組であること。

⑥取組の持続可能性

実証実験結果の活用方針等が明確であり、離島・通勤航空路線の維持・活性化に向けた取組が持続的に実施されるような創意工夫がなされていること。

⑦国の航空政策等との整合性

国の航空政策、国が策定している各種計画等との整合が取れていること。

⑧地域における施策等との整合性

関係地方公共団体における地域の計画や将来構想、地域活性化に向けた施策等との整合が取れていること。

## **5. 提出書類**

提案内容については、指定された様式に実証実験の実施内容等がわかるよう、具体的かつ明確にまとめて記入の上、様式（1～5）及び参考資料を提出してください。

なお、以下の①～⑤については、国土交通省航空局のホームページ ([http://www.mlit.go.jp/report/press/cab04\\_hh\\_000026.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/cab04_hh_000026.html)) よりフォーマットをダウンロードし、記入してください。

①様式1：応募者整理票

実証実験事業名、応募者名、担当者の連絡先等を記入してください。

②様式2：提案書

課題、実証実験内容、国の政策との整合性等について記入してください。提案書の作成に当たっては、本募集要領の趣旨を理解していただき、実証実験事業内容が具体的にイメージできるように記入してください。事業内容が抽象的で明確にイメージできないもの等については、選定が困難となりますのでご注意ください。

なお、国からの委託費に、自主財源を併せた一体的な事業を行うことを提案される場合には、事業の全体像をお示しいただくとともに、委託費で賄う部分を明らかにしてください。

### ③様式3：実証実験実施に係るフロー図及びスケジュール

契約の時期と想定される9月以降の取組を記入してください。なお、複数年度に及ぶ事業である場合には、次年度以降も含めた全体計画についても記入してください。

### ④様式4：資金計画

様式2及び3に記載された取組ごとに、概算費用、内訳、再委託の予定の有無等について記入してください。

### ⑤様式5：他の補助、支援事業等

他の補助事業等との重複を避けるため、本事業以外に、様式2の提案に関連した調査・事業について、国・地方公共団体からの補助、支援事業のうち、今年度応募予定又は既に応募済み、若しくは、これまでに補助、支援を受けたものがある場合は、それら補助事業等の実施期間と名称、調査・事業の名称、概要及び補助額等を記入してください。

### ⑥参考資料

必要に応じて、地域の現状や既存の取組、創意工夫の内容等を補足する資料や、応募主体の構成と概要、活動実績等が分かる資料、複数の団体から構成される協議会等については規約等の写し等、補足資料を提出してください。

## **6. 募集期間**

平成21年7月8日（水）～平成21年8月7日（金） 17：00

## **7. 提出方法、提出先及び問い合わせ先**

以下の提出先まで指定部数を持参するか、又は、郵送（書留郵便に限ります。）にて提出してください。

(提出先及び問い合わせ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館7階

国土交通省航空局監理部航空事業課 四渕・沼田

TEL : 03-5253-8111 (内線48533・48534)

FAX : 03-5253-1656

E-mail : shibuchi-y2vt@mlit.go.jp, numata-h2t9@mlit.go.jp

(提出部数)

・様式1～5 : 正本1部、副本1部

・参考資料(任意) : 2部

また、電子メール等により電子データも提出してください。

## **8. 応募後の手続とスケジュール(予定)**

募集期間内に応募書類を提出してください(応募書類が締切日までに届いていない場合は、選定の対象となりませんのでご注意ください)。

その後、4.の方針に従い選定作業を行います。採択の結果は、8月下旬頃までに、文書にて通知いたします。

以上